

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日
に当り、
その日は、
とる)

目 次

◇ 告 示
漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同
意についての適否の決定

告 示

鳥取県告示第五百八十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十一年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
泊加入区	しいらつけ漁業